



国民健康保険

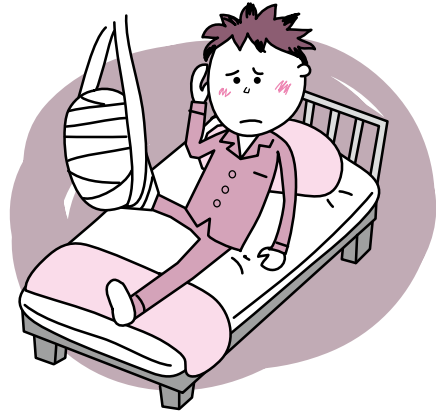
加入者が交通事故などでけがをしたときは

交通事故など、第三者(他人)の行為によって、けがや病気をしたときの医療費は、加入者が負担することが原則ですが、その状況により、医療機関で国民健康保険が使える場合があります。

国民健康保険を使う場合は、事前に保険年金課へ連絡し、承認を得てください。また、速やかに「第三者行為による傷病届」など、国民健康保険の手続きに必要な書類を提出してください。市はこれを基に、保険給付相当分の医療費を一時的に立て替え、後で被害者に代わり加害者に請求します。

医療手続き中の示談は慎重に

国民健康保険による医療手続き中に、加害者から治療費など



を受けたり、示談を済ませたりすると、国民健康保険が使えなくなったり、手続きが煩雑になり、解決までの期間が長引いたりします。示談などをする前に、必ず保険年金課に相談してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

来年度の特別徴収額

平成27年度に年金から国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を直接引き落とす「特別徴収」の対象だった人は、平成28年度も特別徴収になります(国民健康保険に加入している世帯主で平成28年度中に75歳になる人を除く)。

4・6・8月の特別徴収額は、仮徴収額として2月分と同額に

なります。平成28年度の年間保険税・料は、7月下旬に確定額をお知らせし、10・12・2月の額で過不足などを調整します。

口座振替による納付も

特別徴収対象者のうち希望者は、口座振替による納付を選択できます。申し出の時期により口座振替への切り替え時期が異なるため、保険年金課へ問い合わせてください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



国民年金

20歳からスタート

成人を迎えた皆さん、国民年金の手続きはもう済んでいますか。日本に住んでいる20~59歳の全ての人は、国民年金に加入します。



国民年金は国が責任を持って運営する公的年金制度で、社会全体で助け合うことを目的としています。老後はもちろん、病気や事故などで障がいが残ったときや死亡といった万が一のときに支えになるのが年金です。

国民年金の保険料は月額1万5,590円(平成27年度)です。納付には毎月指定の口座から保険料が自動的に払い込める口座振替や、一度に前払いすることによって割引のある前納が便利です。

収入が少なく、保険料を納めることが困難なときには保険料免除制度が、学生(夜間部・定時制・通信制課程も含む)には学生納付特例制度があります。いずれも一定の基準がありますので、保険年金課に相談してください。国民年金への加入や変更、保険料免除申請などの受け付けは、保険年金課(市役所1階)と下総・大栄支所で行っています。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。



男女共同参画の視点

現代社会の問題である介護 性別に関係なく協力しながら

今回は家庭での介護について、国が実施したインターネットモニター調査を基に考えてみます。この調査の中の「介護は女性が行った方が良いと思うか?」という質問に対する回答から、介護における男女の意識の差を見てみましょう。

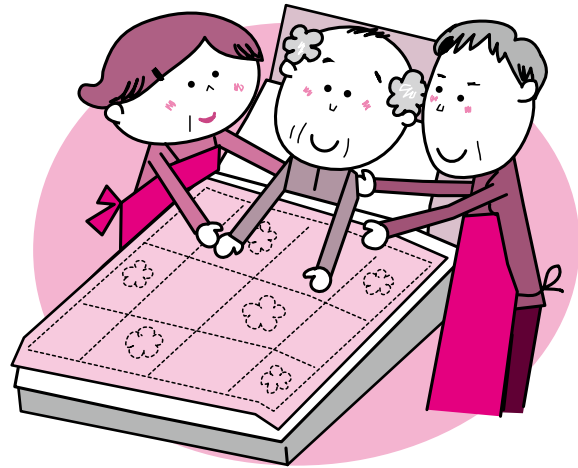
調査で回答のあった千葉県の男女合計500人のうち、「介護は女性が行った方が良い」と回答した人の割合は、男性35.4%、女性19.9%でした。

次に、同じ質問に対して、「配偶者がどのように感じていると感じるか」という設問では、「配偶者は、介護は女性が行った方が良いと感じている、と感じる」と回答した人の割合は男性22.3%、女性52.6%と大きな差が出ました。これは、「介護は女性が行うものだ、と夫は思っているだろう」と、半数以上の妻が感じていることを示します。

また、「親世代がどのように感じていると感じるか」という設問では、「親世代は、介護は女性が行った方が良いと感じている、と感じる」と回答した人の割合は男性31.9%、女性44.8%となっています。これは、「介護は女性が行うものだ、と介護され

る側は思っているだろう」と、半数近くの女性が感じていることを示します。介護される側が実際にどう思っているかはこの調査では分かりませんが、仕事や家事、親の介護に責任を感じ、ストレスを抱えている女性は多いのではないのでしょうか。

介護も子育てと同様に、性別にかかわらず、男女の協力が重要です。



※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

「最新スマホがもらえます」 甘い誘いにご用心

Q スマートフォンでインターネットを閲覧していたら突然、「あなたが最新スマホのテストユーザーに選ばれました。アンケートに答えると、送料を支払うだけで最新スマホがもらえます」というメッセージが表示されました。早く手続き



しないとほかの人に権利が移ってしまうと書かれていたので、急いでアンケートに答え、自分の住所や氏名、クレジットカード番号などを入力しました。すると外国の業者からEメールが届き、有料サイトに会員登録され、毎月50ドルの会費が発生することが書かれていました。だまされたと思うのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 最新スマホがもらえるなどと興味を引き、最終的には別の契約をさせるというトラブルが増えています。製品をもらえないばかりか、知らないうちに外国の業者の有料サイトなどに会員登録させられる場合があります。

退会には業者への申し出が必要ですので、業者のホームページ上の問い合わせフォームやEメールで退会手続きをしてください。外国の業者が相手で、言語などで困った場合は国民生活センター越境消費者センター(FAX050-3383-4952 Eメールcontact@ccj.kokusen.go.jp ホームページhttps://ccj.kokusen.go.jp/)に、FAXまたはEメールで相談してください。

また、速やかにクレジットカード会社に連絡し、請求の保留や番号の変更手続きをしてください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。